

報告第 16 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により議会の議決により指定された事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 12 月 18 日提出

石垣市長 中山 義 隆

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和 5 年 12 月 13 日

石垣市長 中山 義

理 由

公用車での接触・物損事故に係る損害賠償の請求について、損害賠償の額を定める必要がある。しかしながら、本来は速やかに専決処分すべき案件であったが、事務手続きに不備があったことが判明したため、上記の期日で地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、専決処分する。

【別紙】

専決処分の概要

1 事故名：公用車での接触事故

2 当事者：甲 石垣市

乙 沖縄県那覇市石嶺町 4-373-1 西棟 311
社会福祉法人 沖縄県社会福祉事業団

3 事故発生年月日：令和 4 年 3 月 25 日

4 事故発生場所：市道 縦 17 号線 交差点

5 事故内容

外勤から市役所へ戻る途中、本市むらづくり課車両が交差点を直進する際に、一時停止をせずに通過したため、横方向の相手車両がブレーキをしたが間に合わず、相手車両の前面部と本市車両の右側面部が接触した。

6 専決処分する内容

甲に支払い義務が発生している乙への損害賠償額を 163,303 円（各自負担額を相殺した額）と定める。損害賠償金は、全国市有物件災害共済会より支払われた。